

設立に関する事務の処理について（案）

令和4年11月22日
福島国際研究教育機構
設立委員会決定

令和5年4月1日に設立を予定している福島国際研究教育機構（以下「機構」という。）の設立に関する事務については、以下のように処理することとする。

（1）役員（理事）人事について

- 機構には、福島復興再生特別措置法において、役員として、理事2名以内を置くことができ、理事長が任命することとされている。令和5年4月1日【予定（以下同じ）】に理事長が理事を任命するためには、令和4年度中に、適任者を選任する必要がある。
- 理事の選任に関する事務については、設立委員会から山崎委員に委任することとする。

（2）職員の採用等について

- 設立時の機構の運営に必要な職員を令和5年4月1日付で採用するためには、令和4年度中に公募、選考等を行う必要がある。
- 令和4年度中の職員の公募、選考等については、設立委員会名で行うこととする。選考は山崎委員に委任する。内定の発出は、設立委員会名で行う。
- 職員の採用等に関し必要な作業については、復興庁福島国際研究教育機構準備室（以下「準備室」という。）において行うものとする。
- 内定については機構が引き継ぎ、機構は、内定者を令和5年4月1日付で採用するものとする。

(3) 機構の運営に係る契約について

- 設立時から機構の運営を円滑に行うため、令和4年度中に物品の購入、役務の提供等の契約手続き等を実施する必要がある。
- 設立時から必要となる物品の購入、役務の提供等のうち、令和4年度中に契約を締結して機構に引き継ぐ必要があるもの又は令和4年度中に公募・選定などの契約手続き等を進める必要があるものについて、その事務を復興庁に委任することとする。
- 復興庁が実施した上記事務については、関係書類を含めて当該契約に関する権利・義務を機構が引き継ぎ、令和5年4月1日付で契約を締結する等所要の処理を行うものとする。

(4) 研究開発等に係る契約等について

- 機構は、設立初年度である令和5年度から、文部科学省が所管する国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の施設の一部を機構に統合するとともに、経済産業省が所管する国立研究開発法人産業技術総合研究所及び農林水産省が実施する一部の事業について、予算を機構に集約した上で実施することとしている。
- これらの成果等も踏まえつつ、令和5年度当初から新たに開始する必要のある事業も含めて、設立時から機構の運営を円滑に行うためには、令和4年度中に、成果等の引継ぎの準備、公募・選定などの委託契約手続き等を行うことが必要である。これらの手続き等については、令和5年度以降の事業実施プロセスとの整合性に配慮しつつ、現在の事業所管省が、準備室と連携の上進めることとする。準備室は、令和5年4月1日付での委託契約の締結が必要なものについて、契約締結が可能となるよう、今後の令和5年度予算概算決定も踏まえながら、事業所管省において必要となる情報を提供するなど、必要な対応を遅滞なく行う。

- 事業所管省が実施した準備作業、公募・選定などの委託契約手続き等については、機構が引き継ぎ、機構は、令和5年4月1日付で委託契約の締結を行うなど事業を開始するものとする。
- なお、令和4年度に実施した研究開発等の事業の額の確定、評価等の事務については、現在の事業所管省において行う。

(5) その他

1) 主要取引金融機関の選定について

- 機構においては、令和5年4月1日より速やかに取引金融機関と契約する必要がある。
- このため、設立委員会名で主要取引金融機関の募集を行うこととし、選定業務は山崎委員に委任する。
- なお、上記事務に関し必要な作業については、準備室において行うものとする。

2) その他

- その他設立に関し必要な事務については山崎委員において処理の上、設立委員会に報告する。

以上

○福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）（抄）

（理事長及び監事となるべき者）

第九十七条 主務大臣は、機構の長である理事長となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長となるべき者及び監事となるべき者は、機構の成立の時ににおいて、この法律の規定により、それぞれ理事長及び監事に任命されたものとする。

（役員）

第一百条 機構に、役員として、理事長及び監事二人を置く。

2 機構に、役員として、理事二人以内を置くことができる。

（役員任命）

第一百二条 理事長は、次に掲げる者のうちから、主務大臣が任命する。

一・二 （略）

2 監事は、主務大臣が任命する。

3 （略）

4 理事は、第一項各号に掲げる者のうちから、理事長が任命する。

5 （略）

（役員任期）

第一百三条 理事長の任期は、任命の日から、当該任命の日を含む機構の第一百十二条第一項に規定する中期目標の期間（以下この項及び次項において「中期目標の期間」という。）の末日までとする。ただし、主務大臣は、より適切と認める者を任命するため特に必要があると認めるときは、中期目標の期間の初日以後最初に任命される理事長の任期を、任命の日から、当該初日から三年又は四年を経過する日までとすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、主務大臣は、第九十七条第一項の規定により理事長となるべき者としてより適切と認める者を指名するため特に必要があると認めるときは、同条第二項の規定によりその成立の時に任命されたものとされる理事長の任期を、任命の日から、中期目標の期間の初日から三年又は四年を経過する日までとすることができる。

3 （略）

4 監事の任期は、理事長の任期（補欠の理事長の任期を含む。以下この項において同じ。）と対応するものとし、任命の日から、当該対応する理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日（第一百十八条第一項の規定による同項の財務諸表の承認の日をいう。）までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

5 理事の任期は、当該理事について理事長が定める期間（その末日が当該理事長の任期の末日以前であるものに限る。）とする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

6 （略）

（主務大臣等）

第一百二十七条 機構に係るこの法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、内閣総理大臣